

八代市監査委員公告第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成 28 年 8 月 17 日

八代市監査委員	江 崎	眞 通
八代市監査委員	藤 崎	智
八代市監査委員	上 村	哲 三

定期監査結果に対する  
措置状況報告書  
(平成28年8月)

八代市監査委員

八市こども第832号  
平成28年7月29日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 こども未来課  
監査対象年度 平成25年度  
監査実施期間 平成27年1月6日 ～ 平成27年2月4日

指摘事項	<p>児童扶養手当返還金等について、個人ごとの台帳や全体の一覧表が作成されていないなど、債権管理及び収納確認が適正に行われていないものが見られた。適正な債権管理を行うために台帳等の記録整備を行うとともに、八代市有財産取扱規則に基づき、督促状を発送し、債権保全のため文書による債務の承認を得るなど、適時適正な対応を行っていただきたい。それらの手続きを十分に行わないまま、時効期間の経過により、安易に不納欠損処分をすることがないようにしていただきたい。また、保育所保育料に関しては、強制徴収公債権であることから、悪質な滞納者については、滞納処分を行うことも検討していただきたい。</p>
改善内容	<p>児童扶養手当返還金等については、債権管理及び収納確認を適正に行うため、債権管理票、個人ごとの台帳及び経過記録の整備を行いました。今後も、分納誓約者には滞らないように納付を促し、未納者については随時、文書や電話、訪問等による納付催告を行っていきます。新たに発生する返還金等については、発生した段階での納付相談を強化し、納付誓約等により早期納付に繋げています。また、個人台帳や経過記録等により、時効期間等を把握し、債権管理を行っています。</p> <p>保育所保育料については、平成27年度より滞納処分を視野に入れ、過年度滞納者の中から10万円以上の高額滞納者11名の預貯金調査（金融機関10行）を行っており、今後も継続して資産調査及び滞納処分の検討を行っていきます。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育委員会  
監査対象年度 平成25年度  
監査実施期間 平成26年6月24日 ～ 平成26年7月8日

指摘事項	<p>学校等における共通指摘事項については、教育委員会により統一的な指導を行い、改善を図るべきものである。財務等の事務に関しては、教育委員会作成の財務処理マニュアル等の充実を図り、また、安全管理に関しては、学校現場の状況調査と把握により適切な対策・管理を行うことが必要である。これらのことを踏まえて、教育委員会から小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園に対し、適切な指導及び通知を行っていただきたい。</p> <p>①中学校内に設置された公衆電話の取り扱いについて、次のような不適切なもの、検討を要するものが見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ N T T から支払われる電話ボックス用の電灯料について、学校から教育委員会への報告がなされておらず、市の歳入金として取り扱われていなかったもの</li><li>・ 公衆電話機から回収した収入金及び通話料の支払が、学校名義の口座で管理されていた。公衆電話機の設置主体を明確にした取り扱いの検討が必要である。</li></ul> <p>②日本スポーツ振興センター災害共済給付金・就学援助費等は学校・幼稚園を経由して保護者へ支払う市からの預かり金である。その保管管理について、次のとおり不適切な事務処理が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 長期間保管されたまま、保護者への支払が遅いもの</li><li>・ 教材費等の学校徴収金から立て替え払いを行う等、市からの預かり金とそれ以外が明確に区分されておらず、適切な保管管理がなされていないもの</li></ul>
------	---

改善内容

①指摘のあった学校内に設置されている公衆電話の取り扱いについては、平成28年度から市で管理するように改善いたしました。

今後は、電灯料も含め公衆電話使用料は市の歳入金として受入れ、通話料については予算化し市の歳出として取り扱います。

②指摘のあった日本スポーツ振興センター災害共済給付金については、現金の取扱事故防止や、学校及び保護者の負担軽減の観点から、平成28年度より、市から保護者の銀行口座へ直接振込み、支払いを行うよう改善いたしました。これにより、支払いの遅れの改善にも繋がっています。

就学援助費等について、平成27年4月及び平成28年4月の学校事務説明会において、長期間に渡って学校で保管することなく市から学校口座へ振込があった後、速やかに保護者へ支給するよう指導いたしました。

また、市からの預かり金における管理体制につきましては、学校・園における公金の管理体制等について、各学校長・幼稚園長へ業務のチェック体制の強化を図る等、通知を行いました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            土木課  
監査対象年度        平成 2 6 年度  
監査実施期間        平成 2 7 年 6 月 8 日 ～ 平成 2 7 年 7 月 3 日

指摘事項	<p>土木課が取り扱う歳入事務について、次のような不適切な事務があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調定額が誤っているもの</li><li>・ 調定が計上されていないもの</li><li>・ 納入通知が年度末となっているもの</li><li>・ 未納者への対応がされていないもの</li></ul> <p>調定手続き及び収納管理等の歳入事務については、八代市会計規則等の規定に基づき適正に処理を行う必要がある。</p> <p>今後は、調定額を正確に把握し、調定の計上及び納入通知を適切な時期に行っていただきたい。また、複数で対応を行うなど体制を整え、随時、収入の確認を行い、未納者に納入を促すなど、適正な歳入事務に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>○指摘事項については、下記のとおり改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調定額の誤りについては、指摘後直ちに訂正いたしました。</li><li>・ 調定が未計上なものについては、確認後直ちに計上いたしました。</li><li>・ 港湾施設使用料（平成 28 年度分） 平成 28 年 6 月 10 日付けで施設使用者へ納入通知済です。</li><li>・ 港湾使用料（過年度分） 平成 28 年 5 月 25 日付けで滞納者へ納付督促済です。</li></ul> <p>今後は適切な時期に調定を計上し、納入通知の発送を行います。</p> <p>なお、収納管理簿等により調定から収入までの確認を行い適正な歳入事務に努めます。</p>

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名            都市整備課  
監 査 対 象 年 度       平成26年度  
監 査 実 施 期 間       平成27年6月8日 ～ 平成27年7月3日

指 摘 事 項	<p>公園使用料の歳入事務について、次のような不適切な事務があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調定額が誤っているもの。</li><li>・ 公園使用料徴収事務受託者の料金計算ミスによる徴収不足額が、年度内に納入されないままになっているもの。</li></ul> <p>調定手続き及び収納管理等の歳入事務については、八代市会計規則等の規定に基づき適正に処理を行う必要がある。</p> <p>今後は、適時適切に調定を計上するとともに、調定に対する収入確認を確実に行うようにしていただきたい。また、複数で対応を行うなど体制を整え、公園使用料の徴収受託者への指導徹底、マニュアルの整備、職員の歳入事務の研修など、適正な歳入事務に努めていただきたい。</p>
改 善 内 容	<p>平成26年度の徴収不足分については、受託者に納入を依頼し、納入されたことを確認しました。</p> <p>調定額は、使用の内容に基づき、徴収すべき額を起案するように改めました。今後は、歳入事務に関して、職員の知識向上、チェック体制の強化、受託者への指導を行い、また適宜適切にチェックを行うような体制をとることとしました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            人権政策課  
監査対象年度        平成26年度  
監査実施期間        平成27年10月22日 ～ 平成27年11月13日

指摘事項	<p>①住宅新築資金等貸付金償還金の滞納分について、面談等の記録が見あたらないものや、返還猶予申請に対する決定及び通知が行われていないものがあつた。</p> <p>滞納金管理においては、債務承認に関する書類の受領や面談等の実施とその記録整備が必要である。また、返還猶予については決裁等により決定されるべきものである。</p> <p>個人台帳等の記録整備や返還猶予決定行為等により、適正な債権管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>○個人台帳の記録整備について</p> <p>住宅新築資金等貸付金償還金（滞納分）の債権回収において、該当者に対し①個別訪問・面談を実施しました。（H27.9.16、H27.10.1、H28.1.14）</p> <p>②催告状を発送しました。（H28.2.15）</p> <p>③住宅新築資金等貸付金個人台帳状況調査票に、上記①個別訪問・面談②催告状発送について記録しました。</p> <p>○返還猶予決定行為について</p> <p>返還猶予申請から返還猶予決定通知については、以下の手順で H28.4 月から手続きを実施しました。</p> <p>①返還猶予申請に関する案内</p> <p>②返還猶予申請書提出（H28.4）</p> <p>③返還猶予申請書收受</p> <p>④返還猶予決定通知決裁（部長決裁）</p> <p>⑤返還猶予決定通知発送</p> <p>今後は、上記のように取扱い、適正な債権管理を行っていきます。</p>

八 市 廃 第 6 3 6 号  
平成 2 8 年 7 月 1 5 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 廃棄物対策課  
監査対象年度 平成 2 6 年度  
監査実施期間 平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日 ～ 平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

指摘事項	<p>有料指定袋の販売に伴う事務代行(収納業務)委託において、契約等の事務手続きと業務遂行上の指導の一部に不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務委託契約において、事務決裁等の適切な事務処理を経ずに契約書のみが交わされ、私人の公金徴収についての公表が行われていないもの</li><li>・ 契約相手方からの常習的な報告書提出遅延に対し、指導が不十分であるもの</li></ul> <p>契約行為は内部意思決定である決裁が必要であり、収納委託に関しては、地方自治法施行令第158条第2項、八代市会計規則等に基づき公表等の手続きが必要である。また、委託業務は当然のことながら契約内容を遵守すべきものである。</p> <p>収納委託に関しては、契約・公表等の手続きの不備がないよう適正な事務を行っていただきたい。また、契約内容の遵守について適時適切な指導を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>有料指定袋の販売に伴う事務代行(収納業務)委託においては、従来、全9者に委託を行っており、そのうちの1者から本委託契約を締結しない旨の申し出がありました。この申し出に基づき、この1者を除く8者を相手方とする私人の公金徴収についての公表(告示)を年度当初に行ったところでしたが、この告示後、当該業者から契約締結したい旨の申し出があったものです。</p> <p>本来は、この申し出があった際に収納事務委託契約の告示同等の決裁を受けるべきでした。平成28年度の告示同等においては、適切な事務処理を行うよう改善し、契約・公表等を適切に行いました。</p> <p>また、契約の相手方からの常習的な報告書提出遅延については、報告書提出期限については契約書に定めがあり提出遅延は契約違反であるということを、複数回訪問して強く指導を行いました。</p>

八 市 観 第 7 4 号  
平成 2 8 年 8 月 8 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光振興課  
監査対象年度 平成 2 6 年度  
監査実施期間 平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日 ～ 平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

指摘事項	<p>③合宿応援補助金・大会運営補助金は参加者数や宿泊者数に基づき交付される補助金である。しかしながら、申請書・実績報告書に記載された人数の審査確認事務が次のとおり不十分であった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 確認資料等が見あたらず人数の根拠が不明瞭なもの</li><li>・ 人数が確認資料等と一致していないもの</li><li>・ なぞり書きや加筆により人数の訂正が行われているもの</li></ul> <p>補助金は関係要綱等に基づき、申請書・実績報告書等の精査により補助対象の適否を判断し、交付額を決定するものである。</p> <p>的確な審査ができるよう、確認資料等の提出書類を統一するとともに、審査確認体制の強化により、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった宿泊者数の確認については、宿泊証明書、宿泊一覧、選手名簿、大会プログラム等により、各宿泊施設別の名簿、人数、宿泊日などが、確認できるように改善しました。</p> <p>今後は、的確な審査を行う為に、複数の職員による審査を行い、誤りのないよう適正に処理いたします。</p>

八 市 観 第 7 4 号  
平成 2 8 年 8 月 8 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光振興課  
監査対象年度 平成 2 6 年度  
監査実施期間 平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日 ～ 平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

指摘事項	<p>④各種実行委員会の事務局として取り扱っている数百万円の現金が、課内で長期保管されていた。</p> <p>平成 2 5 年度八市人給第 9 4 号副市長通知「公金取扱い事務のチェック体制の強化について」に基づき、各種団体の会計管理を行う場合においても、公金同様の取り扱いにより、事件事故を未然に防ぐための安全対策を講じておかなければならない。</p> <p>現金保管方法を改めるとともに、チェック体制等の強化による適正な現金管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成 2 6 年度において、花火大会の当日収入（シャトルバス料金等の）数百万円が、1 週間程度課内で保管されていました。指摘のあった、現金の長期保管については、好ましくない上、特に多額であることから次年度、平成 2 7 年度大会からは、大会終了後は会計課金庫に保管し、シャトルバス料金・プログラム売上げ金・グッズ売上金等を速やかにそれぞれ複数の職員で確認した上、管理者のチェックをおこない入金するよう改善しております。</p> <p>また、各種実行委員会において取り扱う現金についても、「公金取扱い事務のチェック体制の強化について」に基づき、適正に処理をするよう更に改善してまいります。</p>

八市国港第266号  
平28年8月1日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 国際港湾振興課  
監査対象年度 平成26年度  
監査実施期間 平成27年11月17日 ～ 平成27年12月21日

指摘事項	<p>① クルーズ客船寄港に伴う事業負担金について、事業開始前に支出した概算額が未精算となっており、支出先団体から余剰金が返納されていなかった。なお、複数の関係書類において経費積算が異なっており、正確な余剰金額が不明であった。</p> <p>事業負担金は実費負担が適当であり、年度終了時には必ず精算を行い、過不足額を確定した上で追給または返還請求の手続きを行うべきものである。</p> <p>平成26年度余剰金については、早急に金額を確定し、返還請求手続き等行っていただきたい。なお、今後は年度ごとに精算を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成26年度の余剰金について、経費を精査し、返還請求手続きを行いました。</p> <p>平成27年度については、年度内に精算、返還済みです。</p>

八市教政第459号  
平成28年7月29日

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育委員会  
監査対象年度 平成26年度  
監査実施期間 平成27年5月25日 ～ 平成27年6月4日

指  
摘  
事  
項

小学校における現金の取り扱い(口座管理を含む)については、市からの預かり金、給食費や教材費等の保護者からの徴収金、外部団体から受領する助成金等、多くの種類があり、管理されている金額は多額のものもあった。県の指導に基づき、平成25年度に各学校で学校徴収金等取扱マニュアルが作成されていたが、そのとおりに事務が行われていない、または、マニュアル内容に不備がある等、管理体制が十分とは言えない学校が見られた。

教育委員会においては、先般の幼稚園における公金窃取事案の発生に鑑み、危機管理意識を持って厳正な対策を講じることが必要である。多種多様な現金取扱の実態把握を行い、他市状況等を参考にするなどして、次のことについて、適切かつ実効性のある統一的な管理方針及び基準マニュアルの決定と学校・幼稚園への周知徹底を行っていただきたい。

(ア) 学校管理下における公金取扱に関するもの

- ・ 就学援助費・児童手当等の市からの預かり金における管理体制
- ・ 日本教育公務員弘済会学校研究会助成金等の外部団体から受領する現金等における、受入及び取扱方法

(イ) 学校内で行う他団体会計取扱に関するもの

- ・ PTA等の他団体会計を取り扱う場合における、区分管理及び責任の所在の明確化

## (ア) 学校管理下における公金取扱に関するもの

- ・指摘のあった就学援助費の市からの預かり金における管理体制につきましては、学校・園における公金の管理体制等について、各学校長・幼稚園長へ業務のチェック体制の強化を図る等、通知を行いました。
- ・指摘のあった日本教育公務員弘済会学校研究会助成金等の外部団体から受領する現金等における受入及び取扱方法につきましては、平成28年度から取り扱いを以下のように統一しました。

●学校が主体となって受け入れる補助金及び助成金については、現金で保管せず、専用口座を指定し管理を行います。また、口座の名義は校長とし、通帳に使用する印鑑は公印とします。

●収納及び支出時は必ず校長まで決裁をとり、物品購入の場合は領収書、謝礼の場合は受領書を受け取り保管します。

●各補助金及び助成金間の流用は行いません。

●各年度の支出は当該年度の収入により賄うこととし、収支はすべて出納簿に記帳し、定期的に出納簿、通帳、支出伺などと照合を行うようにします。

また、年度末には実績報告書の写し等を全学校から提出してもらい教育委員会で確認を行うようにします。

## (イ) 学校内で行う他団体会計取扱に関するもの

- ・指摘のあったPTA等の他団体会計を取り扱う場合における、区分管理及び責任の所在の明確化につきましては、学校以外の団体（PTA・後援会費等）の金融機関口座について、通帳の名義、届出印も含め学校分と必ず区分するよう、通知を行いました。

八代市監査委員 様

八代市 教 育 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            教育施設課  
監査対象年度        平成26年度  
監査実施期間        平成28年1月6日 ～ 平成28年2月2日

指摘事項	<p>放課後児童クラブに対する学校施設の行政財産使用許可事務について、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請及び許可が行われていないもの</li><li>・ 申請及び許可が部屋全体ではなく、エアコンや機械設備等の設置スペースについてのみ行われているもの</li><li>・ 許可期間満了後に更新手続きが行われていないもの</li></ul> <p>行政財産の使用許可に関しては、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に許可条件や決裁等についての手続きが規定されている。</p> <p>必要な手続きを早急に行い、許可期間、許可内容等を適切に管理していただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった放課後児童クラブに対する学校施設の行政財産使用許可事務については、放課後児童クラブを所管する課から指摘事項の内容に即した行政財産使用許可申請書を提出させ、内容を確認した後、許可を行い改善しました。</p> <p>今後は、申請もれ、更新切れがないよう所管課に手続きに関する文書等を通知するよう取扱います。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            学校教育課  
監査対象年度        平成26年度  
監査実施期間        平成28年1月6日 ～ 平成28年2月2日

指摘事項	<p>①八代小学校体育連盟補助金について、八代小・中学校体育連盟補助交付要領に定めのない単価で積算された金額となっていた。また、交付先の繰越金の額に関係なく交付決定が行われており、この補助金は団体運営補助・事業補助のどちらであるか明確ではなかった。</p> <p>団体運営補助の場合、繰越金の有無は補助金交付の必要性に関わってくるものである。事業補助の場合、補助目的・補助対象経費・補助率等を要領等に具体的に定め、申請書や実績報告書の精査により適正な金額を交付すべきものである。</p> <p>団体運営補助・事業補助のいずれであるか明確にした上で、補助金要領の整備見直しを図り適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>①指摘のあった八代小学校体育連盟補助金については、補助目的・補助対象経費・補助率等を含め、補助金要領の整備見直しを図り、団体運営補助として平成28年4月1日に一部改正をいしました。また、平成28年3月の八代小学校体育連盟理事会において、関係者全体に補助金要領について周知し、適正な補助金交付事務を行うよう改善しました。</p>